

2010年12月10日
よみがえれ！有明海訴訟弁護団

1 はじめに

福岡高裁判決は、開門に関する論点（違法性）について、長崎県が広報している見解に沿うような主張を国が行っていることを当然の前提にしながら、公平な第三者の立場から以下のような認定を行いました。

2 防災効果について

まず、「潮受堤防締切り後の約12年間に農業関連被害総額が3億円以上に上る湛水被害が3回発生していて、河川改修や排水設備の設置・強化等が必要な状況であるから、本件潮受け堤防による機能のうち、洪水時の防災機能は一定程度認められるとはいえ限定的なものにとどまるというべきである」と判断しています。

潮受堤防による締切りは広大な貯水池を作っただけのことなので、洪水時の防災機能が限定的であることは当然のことです。

さらに、「本件潮受堤防については高潮時の防災機能も認められるが、高潮時の防災機能及び洪水時の防災機能については、通常時は本件各排水門を開放しつつ、防災上やむを得ない場合にこれを閉じることによって相当程度確保することができる」と開門しても高潮時の防災効果が阻害されないという当たり前の判断を行っています。

そして、「1審被告（国）は、本件各排水門を常時開放する場合、本件調整池の水位調節が困難となり、洪水被害が生じるおそれがあり、このような危険を可及的に防止するため、背後地において雨水を排出するためのポンプを増設するなどの対策を講じると、約3年の工期と約200億円の費用を要する旨主張し、これに沿う試算が記載された書面を提出する。しかし、そもそも上記のとおり本件潮受堤防の洪水時の防災機能は限定的なものであり、上記費用の中には本件各排水門を常時開放することとは無関係に必要となるものも相当程度含まれると考えられる。また、上記試算の根拠は具体的に示されていない。したがって、上記主張をそのまま採用して、本件各排水門を常時開放することによって直ちに約200億円の社会的損失が発生するなど解することはできない」と結論づけています。

平成21年6月29日から断続的に降り続いた大雨によって、森山地区に湛水被害が生じたため、背後地の土地改良区の要望を受けて、長崎県は北部排水門を開門して排水を行いました。その際に、開門を求める漁業者が開門して大量排水するなど求め、開門に絶対反対と言っている農業者が開門して排水するように求めました。それと、同じ状況は、今年も生じました。

このことから、締切りの有無に関係なく、大雨時の対策（排水ポンプの設置）が講じられなければならないことは、すでに明らかになっています。

さらに、国は、洪水対策に新たにかかる費用について、試算の根拠すら示せ

ていないのです。

このような判断は、証拠関係を十分にふまえたものであり、正当なものです。

3 営農効果について

(1) 代替水源について

「本件潮受堤防内部の広大な本件干拓地において営農がされており、本件調整池の水がそのかんがい用水として使用されているが、その取水量は平成20年4月から同年12月までの間で合計23万1600立法メートルであったというのである。そうすると、代替水源を確保できる可能性も考えられるのであり、本件干拓地におけるかんがい用水を確保するために本件潮受堤防の締切りが必要不可欠とまでいえない。この点、1審原告らは、年間60万3004立法メートルの水を要するとの前提の下、河川の水、諫早中央浄化センターで処理された下水の再利用、ため池等の具体的な代替水源を主張するが、1審被告(国)は、このうち河川の水や下水処理の再利用については、計画取水量330万立法メートルを確保できないと主張するのみである」と判断しています。

要するに、必要とする水量がわずかなうえ、国が代替水源の検討すらしていないことを批判しています。

(2) 塩害について

「このほか、1審被告(国)は、本件各排水門を常時開放する場合、本件干拓地の土壤に塩水が浸透し、農作物に塩分が遡上し、立ち枯れ症状を呈するなど生育に支障を来すことが想定される旨主張する。しかし、1審被告(国)は、その具体的危険性の有無及び程度について客観的な資料に基づいて主張立証しないし(証拠としては、「周年被覆環境下で降雨による塩分の流出、除塩が期待できない施設栽培では、下層土からの塩分遡上の問題も懸念される。かつて昭和60年代に造成後30年を経過した森山干拓地の施設メロンにおいて塩分遡上による立枯れ症状が報告されている。」との記載がある乙600号証等を提出するのみである。)、これに対する対策の内容及びこれに要する費用等について何ら具体的に立証しない(「巨額の費用が掛かることは明らかである」と主張するのみである。)」と判断しています。

これも根拠を示さずに、抽象的な危険性を主張する国の態度を批判しています。

(3) 営農のまとめ

そのような国が十分な代替案の検討を行っていない結果をふまえて、「以上を要するに、本件全証拠によっても、現時点において、本件干拓地における営農にとって本件潮受堤防の締切りが必要不可欠である、又は本件各排水門を常時開放すると上記営農が破綻する若しくは上記営農を維持するために過大な費用を要するという事実を認めるに足りない」という結論に至っているのです。

このような判断も、証拠関係を十分にふまえたものであり、正当なものです。

4 新たな漁業被害が発生するおそれについて

さらに、「1 審被告（国）は、本件各排水門を常時開放すると底泥の巻き上げ及び洗掘が発生し、新たな漁業被害が発生するおそれがあり、その対策として、底泥の浚渫を行った上で、捨石工を実施し、護床工を設置する必要がある、この工事期間3年、費用約423億円を要する旨主張し、これに沿う試算が記載された書面を提出する。しかし、本件全証拠によっても、本件各排水門の常時開放によって、漁業被害が発生する具体的な危険があること及び被害の程度等を認めることができないし、上記試算の根拠は具体的に示されていない」とここでも、国が抽象的に危険性を唱えて、その具体的な根拠を示さないことを批判しています。

5 まとめ

長崎県知事は、福岡高裁判決を受けて、「判決の内容は我々の考え方とは全く異なるもので、たいへん遺憾に感じている。開門して被害を受けるのは県民であり、地域の実情を本当に裁判所が理解していたのか、疑問に感じる。国には上告するよう求めたい」などと発言したと報道されています。

しかし、長崎県が広報を行っている見解に沿う主張を国は行いながら、その主張の裏付けとなるべき、客観的な資料を国が裁判所に提出できなかったからこそ、このような判決の内容になっているのです。

すなわち、生活の基盤が侵害されようとしている漁業者の現実の被害と、国が主張する抽象的な被害のおそれとを比較した結果、開門を命ずる結論に至っているのです。

決して、長崎県民の被害を軽視しているわけではありませんし、むしろ、地域の実情を十分に理解したうえでこのような判断を行っているのです。

以上